

いわて旅応援プロジェクト第3弾（全国旅行支援事業） 同意確認書

いわて旅応援プロジェクト第3弾（以下、本事業）に拠る補助金（旅行代金を補助する販売補助金及びいわて応援クーポン（地域クーポン））の交付を受けるため、下記利用内容について理解し、利用いたします。

1. 本人確認および居住地確認

「居住地確認書類」及び「本人確認書類」を提示し補助利用条件を証明します。

宿泊チェックインの際（添乗員または旅行事業者が定める現地係員等がいる場合は集合時）に提示ができなかった場合は、補助金相当額を返還します。

※条件を満たさない場合や確認書類を持参しなかったために、いわて旅応援プロジェクト第3弾の補助を受けることができず、ご予約の取り消しをされる場合の所定の取消料や代金変更等による追加代金が発生する場合があります。取消料や追加料金はお客様負担です。

2. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種歴または検査結果の確認

観光庁「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」記載内容に準じて、本人及び同行者全員の予防接種済証等又は検査結果通知書と本人確認ができる書面を確認することに同意します。

予防接種済証等又は検査結果通知書は有効期間内であることを確認し提示します。

・予防接種済証明書等は、旅行開始日及び宿泊初日日を基準に3回目の接種日以降のもの

・検査結果通知書は、旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの

※ワクチン検査パッケージの有効期間は、初泊にて陰性証明が確認できればその旅行全体に適用。ただし2泊目以降は初泊でないことの証明が必要（初泊でないことの証明書類：初泊施設の領収書・全体の行程表・宿泊証明など）

※12歳未満については、同居する監護者が同伴する場合、提示不要。

※学校等の活動は、適用除外（予防接種済証等又は検査結果通知書の提示が不要）となる場合もあり。

3. 対象除外地域が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染症等の感染状況等により、本事業が停止となった場合は補助金の対象外となります。また、そのことを事由としてご旅行を取消される場合、通常の取消料が発生します。

4. 宿泊事業者が本事業への参画を取消した場合の対応

ご宿泊当日時点で、宿泊先施設が本事業への参画登録が承認されていない場合は、補助金交付の対象外となります。既に旅行代金が精算済みの場合でも、補助金相当額の返還を求めます。

5. いわて応援クーポン（地域クーポン）の使用条件への誓約

・いわて応援クーポン裏面記載の「ご使用に関してのご注意事項」を理解し使用します。

・利用可能店舗は、本事業への登録を受けた岩手県内の店舗です。

・万が一、補助対象商品をキャンセルする場合は、いわて応援クーポンを返却します。返却ができないいわて応援クーポン券が生じた場合は、相当額を現金で返金します。

・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や災害発生等の影響により、利用できなくなる場合や有効期間が短縮される可能性があることを理解し利用します。

・いわて応援クーポンの盗難・不正利用・転売はしません。

私(及び同行者)は、首記旅行の参加にあたり上記に記載している内容に同意します。

令和 年 月 日 ご利用者署名 _____

旅行期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

宿泊施設名

※旅行会社・OTA経由の予約のみ記入

旅行会社名

※ご記入いただいた個人情報は、本事業の補助金申請手続きに利用し、補助金の申請先である各自治体及び当該事業の事務局、その委託先を除く第三者に提供することはありません。